

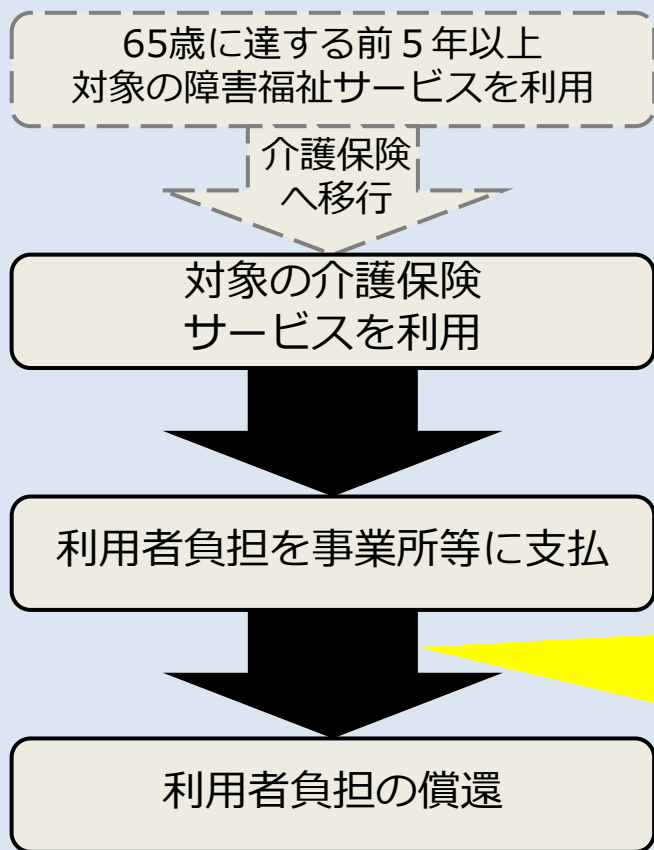
平成30年4月1日より

高齢障害者の方の 利用者負担軽減制度

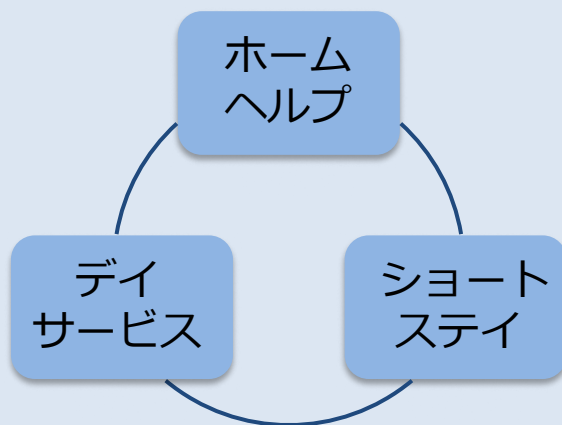
が始まります。

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

償還の流れ



対象のサービス



**償還を受けるには、事前に
市町村障害福祉担当課への
申請書の提出が必要です。**

要件に該当することを申告し、
市町村から決定を受ける
必要があります。



詳細は裏面をご覧ください



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

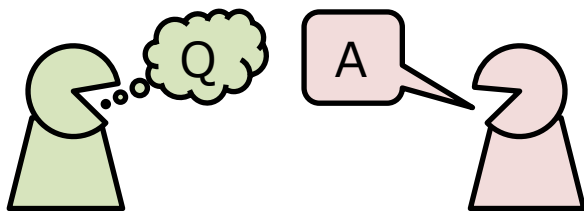


対象となる方

次の①～④を全て満たす方

①	65歳に達する日前5年間 、特定の障害福祉サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。
②	利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において 市町村民税非課税者又は生活保護受給者等 であったこと。（申請時も同様。）
③	障害支援区分（障害程度区分）が 区分2以上 であったこと。
④	65歳に達するまでに 介護保険法による保険給付を受けていない こと。

よくある質問



Q 申請時に、こういった書類が必要になりますか？

A 申請を受け付ける市町村によって異なりますが、過去の障害福祉サービスの支給決定通知書や介護保険サービス事業所より発行される領収書等の添付を求められることがあります。

なお、上記の書類がなくても申請可能な場合もありますので、詳細はお住まいの市町村障害福祉担当課までお問い合わせください。

Q 63歳の時に入院して、障害福祉サービスを利用していない期間があります。この制度の対象になりますか？

A 長期入院等のやむを得ない事由により、障害福祉サービスの支給決定を受けていなかった場合など、この制度の対象になる場合があります。